

情報開示の考え方

- ① 開設指針を制定する意思決定過程における国の内部における審議、検討に関する情報であり、構成員間の率直な意見の交換を促すため、本体会合は非公開とする。
- ② 電波監理審議会の諮問及び答申を経て当該周波数帯に係る開設指針が制定されるまでの間、構成員名簿、本体会合資料及び議事録は、不開示とする。また、議事録の開示の際には、構成員個人の発言内容が特定されないよう匿名で行う。

(参照条文)

- ◎行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～四（略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六（略）